

個人情報適正管理規程（事例案）

個人情報適正管理規程

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、〇〇課及び△△課の職員とする。個人情報取扱責任者は**職業紹介責任者◇◇◇◇**とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。（※また、職業紹介責任者は、関係法令の諸改正等に対応するため、一定期間ごとに職業紹介責任者講習会を受講するものとする。）
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、**職業紹介責任者◇◇◇◇**とする。

※届出事業者については、職業紹介責任者講習の更新義務はないものの、関係法令の改正に対応できるよう一定期間ごとに受講することが望ましいため、例示において（ ）書きのように記載しています。

- ・ 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲が明確にされていること。
- ・ 業務上知り得た求人者、求職者等に関する個人情報を業務以外の目的で使用したり、他に漏らしたりしないことについて、職員への教育が実施されていること。
- ・ 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項についての規程があり、かつ当該規程について求職者等への周知がなされていること。
- ・ 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する職業紹介責任者による事業所内の体制が明確にされ、苦情を迅速かつ適切に処理することとされていること。